

議案第 87 号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。